○法務省告示第三百二十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月十二日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

株式会社古賀歯車製作所	福岡県久留米市荒木町荒木千九百六十四番地の五	機械加工
株式会社ワイビーエム	佐賀県唐津市北波多岸山五百八十九番地十	仕上げ

第二号ハの表に次のように加える。

カワテックス株式会社	北海道滝川市東滝川町二丁目三番十九号	溶接
有限会社太田鉄筋工業所	宮城県柴田郡村田町大字足立字アセ市一番地	鉄筋施工
有限会社佐々木鉄筋工業	宮城県加美郡加美町下多田川字烏谷六十五番地の二	鉄筋施工
株式会社キャッツ	群馬県太田市吉沢町千六百十五番地一	工場板金
株式会社秋元組	埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目七百番地	とび
株式会社中央冷熱	埼玉県川口市大字安行領家千四十四番地の八	建築板金

○農林水産省告示第千五百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県都城市高城町有水字渕ノ元四四七二の五（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

上野村（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県高崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、高崎市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、上野村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び上野村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。